鹿屋市告示第 132 号

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「ために」の次に「申請日の属する年度の４月１日から申請日の属する年度の３月31日までの間に」を加え、同条第３号及び第４号中「費用　」の次に「申請日の属する年度の４月１日から申請日の属する年度の３月31日までの間に支払った、」を加える。

第３条中第８号を第９号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 夫婦の双方又は一方が、取得、賃貸、リフォーム又は引っ越し後の住宅に現に居住し、その住所が住民基本台帳に記録されていること。

第３条に次の１号を加える。

(10) 夫婦ともに、申請日の属する年度の４月１日から申請日の属する年度の３月31日までの間に次に掲げる事項のいずれかを行っていること。ただし、アからエまでに掲げる事項のほか、市長が適当と認めるものをもって、これらに代えることができる。

ア　市長が指定するライフデザイン支援に関する講座を受講すること。

イ　市長が指定するプレコンセプションケアに関する講座を受講すること。

ウ　医療機関等において、妊娠又は出産に関する相談を行うこと。

エ　市長が指定する共家事及び共育てに関する講座を受講すること。

第５条第１項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の２号を加える。

(11) 第３条第10号ア、イ又はエに掲げる講座を受講した場合は、当該講座の受講報告書（別記第４号様式）

(12) 第３条第10号ウに掲げる相談をした場合は、当該相談をしたことを証する相談報告書（別記第５号様式）

第５条第２項中「別記第４号様式」を「別記第６号様式」に改める。

第６条中「別記第５号様式」を「別記第７号様式」に改める。

第７条中「鹿屋市結婚新生活支援事業補助金請求書（別記第６号様式）」を「鹿屋市結婚新生活支援事業補助金請求書兼口座振込申出書（別記第８号様式）」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第５条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　世帯について

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者</td><td>(フリガナ)
氏名</td><td></td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td><td>年齢
(婚姻時)</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="4">勤務先からの住宅手当の支給の有無（該当する項目に✓）</td><td colspan="2">☐ 有　☐ 無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配偶者</td><td>(フリガナ)
氏名</td><td></td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td><td>年齢
(婚姻時)</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="4">勤務先からの住宅手当の支給の有無（該当する項目に✓）</td><td colspan="2">☐ 有　☐ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">婚姻年月日</td><td colspan="5">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受講プログラム</td><td colspan="6">（該当する項目に✓）</td></tr>
<tr><td colspan="2">①ライフデザイン支援講座</td><td>☐ 申請者
☐ 配偶者</td><td colspan="2">②プレコンセプションケア講座</td><td>☐ 申請者
☐ 配偶者</td></tr>
<tr><td colspan="2">③医療機関への妊娠・出産相談</td><td>☐ 申請者
☐ 配偶者</td><td colspan="2">④共家事・共育て講座</td><td>☐ 申請者
☐ 配偶者</td></tr>
</table>

2　補助申請額について

住居費（取得）	契約締結年月日		年　月　日
	契約金額　(A)		円
住居費（賃借）	契約期間の始期		年　月　日
	家賃月額　(B)		円
	住宅手当月額　(C)		円
	実質家賃負担月額　(D)＝(B)－(C)		円
	その他の住居費	敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		小計　(E)	円
リフォーム	リフォームをした日		年　月　日
	費用　(F)		円
引越費用	引っ越しをした日		年　月　日
	費用　(G)		円
合計　(H)	(A)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)		円
補助申請額	合計(H)の金額と30万円（婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下である場合は60万円）のいずれか低い額		円

（添付書類）

1　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
2　世帯全員の住民票の写し
3　夫婦双方の所得証明書
4　貸与型奨学金を返済している場合は、前年の貸与型奨学金の返済額が分かる書類
5　住宅を取得した場合は、住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し及び領収書等の写し
6　住宅を賃借した場合は、住宅の賃貸借契約書の写し、領収書等の写し及び住宅手当支給証明書（別記第２号様式）
7　住宅をリフォームした場合は、住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及び領収書等の写し
8　引っ越した場合は、引越費用に係る領収書の写し
9　市税、住宅使用料等の滞納がないことを証する書類
10　鹿屋市結婚新生活支援事業補助金に関する誓約書（別記第３号様式）
11　受講プログラム①②④を受講した場合は、受講報告書（別記第４号様式）
12　受講プログラム③を行った場合は、相談報告書（別記第５号様式）
13　個人情報確認同意書（別記第６号様式）

別記第６号様式中「鹿屋市結婚新生活支援事業補助金請求書」を「鹿屋市結婚新生活支援事業補助金請求書兼口座振込申出書」に改め、同様式を別記第８号様式とする。

別記第５号様式を別記第７号様式とし、別記第４号様式を別記第６号様式とし、別記第３号様式の次に次の２様式を加える。

第４号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者　氏　　名

受講報告書

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり講座を受講したことを報告します。

記

受講した講座	□ ライフデザイン支援に関する講座 □ プレコンセプションケアに関する講座 □ 共家事・共育てに関する講座
講座名	
受講者氏名	
受講日	年　　月　　日
受講の感想	（受講して得られた気づきや、今後の結婚生活に活かしたいこと等を記入してください。）

第５号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者　氏　　名

相談報告書

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり医療機関等へ相談したことを報告します。

記

相談機関名	
相談者氏名	
相談日	年　　月　　日
相談内容	該当する相談内容に☑をつけてください。 ☐ 妊娠前の検査・相談（感染症検査、風疹・麻疹抗体検査、風疹予防接種、子宮頸がん・子宮内膜症・卵巣嚢腫チェック、貧血・血糖検査など） ☐ 妊娠に関する受診・相談（妊娠に伴う受診・検査・健診、パパママ教室など） ☐ 不妊・不育症に関する受診・相談 ☐ 産後の受診・相談（産婦健診、新生児訪問、母子相談など） ☐ その他 （　　）

・医療機関で受診した場合は、診療明細書を添付

・自治体の保健師や助産師へ相談した場合は、母子手帳を添付

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。